

まちづくりキャッチフレーズ 人と自然と文化がつくる「キラリと光る新中核都市」



浜中雪絵さん

上灘小学校合唱団

## 第25回アザレアのまち音楽祭2007閉幕

6月24日(日)午後2時から、倉吉未来中心大ホールで、第25回アザレアのまち音楽祭2007のファイナルコンサートが行われました。ファイナルコンサートでは、第一部で、中部地区の5つの合唱団(ザ・ラニアルコーラス、コーラスはわい、赤碕女声コーラスまどか、三朝コールげんげ、上灘小学校合唱団)が発表を行いました。

第二部では、浜中雪絵さんのソプラノ・コンサートが行われ、5月13日から約1か月半行ってきたアザレアのまち音楽祭の終演を飾るコンサートに、約500人の観衆が聞き入っていました。

第25回アザレアのまち音楽祭2007は、延べ27公演に約3,300人の入場者数がありました。

### CONTENTS

- 国民健康保険は私たちの  
健康な暮らしを守ります …… 2～3
- 参議院議員通常選挙 …… 4
- 市議会報告 6月定例会 …… 5
- 介護予防事業のご紹介 …… 6
- 第31回倉吉打吹まつり  
参加・出店者募集 …… 7
- ハート・バリアフリー …… 8
- 遥かな町へ/  
伝統文化こども教室参加者募集 …… 9
- 出かけてみよう! …… 10～11
- インフォメーション …… 12～15  
(語り継ぐ戦争体験手記募集 …… 13)
- あんしんファイル …… 16

# 国民健康保険は 私たちの健康な暮らしを守ります

国民健康保険は、病気やけがをしても安心して治療が受けられるように保険料を出し合い医療費にあてる「助け合い」の制度です。他の社会保険に加入していない人や、生活保護を受けていない人は、国民健康保険に加入しなければなりません。保険料は、この制度を維持する大切な財源です。

は、九億九千六百七十四万二千円になりました。

## 昨年度の国保特別会計決算状況

平成18年度の国保特別会計の決算状況は、歳入五十一億五千八百九十万二千円、歳出五十一億五千三百八十一万七千円で、歳入・歳出の主なもの、下の表のとおりです。

決算の結果、平成19年度への繰越金は、五百八十四万四千円になります。

## 基金の一部を取り崩しました

平成18年度の国保特別会計は、前年度繰越金を充てても、歳出に対し歳入が不足するため、国民健康保険財政調整基金を二億一千七百八十万円取り崩して、国保特別会計の歳入としました。

これにより、平成18年度末の国民健康保険財政調整基金残額

## 今年度の保険料の料率は

保険料は、

- ①所得割
- ②資産割
- ③均等割
- ④平等割

の4つを加えて算出します。

所得割は被保険者の前年の所得、資産割は被保険者の固定資産税(都市計画税は関係ありません)、均等割は世帯に含まれる被保険者の人数、平等割は一世帯いくらというように、それぞれの金額・人数に、料率を乗じて年額を算出します。

平成19年度の料率は、平成18年度と同じ率とし、料率は次のとおりです。

なお、平成19年度から医療保

険分の賦課限度額が三万円引き上げられ、五十六万円となりました。

### ■医療保険分

- ▽所得割 6.3%
- ▽資産割 24.0%
- ▽均等割 2.2万円
- ▽平等割 2.2万円

### ○賦課限度額 56万円

### ■介護保険分

- ▽所得割 0.6%
- ▽資産割 5.5%
- ▽均等割 5.5千円
- ▽平等割 3.5千円

### ○賦課限度額 9万円

\*40歳以上65歳未満の人は、医療保険分に併せて介護保険分を納めることとなります。

### ■保険料の軽減

世帯の前年所得の合計額に応じて、均等割額と平等割額が7割、5割、2割と減額される場合があります。

9期になります

## 平成19年度 国民健康保険料納付期限および口座振替日

	納付期限	口座振替日
1期	平成19年7月31日	平成19年7月25日
2期	" 8月31日	" 8月27日
3期	" 10月1日	" 9月25日
4期	" 10月31日	" 10月25日
5期	" 11月30日	" 11月26日
6期	" 12月28日	" 12月25日
7期	平成20年1月31日	平成20年1月25日
8期	" 2月29日	" 2月25日
9期	" 3月31日	" 3月25日

\*平成19年度から、1期分あたりの国保料負担額の軽減を図るため、1期増やし、9期にしました。

## 国保特別会計の決算状況

歳入	(単位：千円)		
科目	平成17年度	平成18年度	前年度対比
保険料(税)	1,305,935	1,291,556	98.9%
国・県支出金	1,885,694	1,926,396	102.2%
療養給付費交付金	983,090	1,000,139	101.7%
繰入金	250,023	478,224	191.3%
前年度繰越金	371,015	112,261	30.3%
その他	103,371	350,325	338.9%
計	4,899,128	5,158,901	105.3%

歳出	(単位：千円)		
科目	平成17年度	平成18年度	前年度対比
総務費	77,169	153,415	198.8%
保険給付費	3,243,825	3,366,746	103.8%
老人保健拠出金	1,033,470	933,169	90.3%
介護納付金	310,679	313,982	101.1%
保健事業費	23,570	28,001	118.8%
その他	98,154	358,504	365.2%
計	4,786,867	5,153,817	107.7%

歳入 51億5,890万1千円 - 歳出 51億5,381万7千円  
= 差引繰越額 508万4千円

## 保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、保険証を返還して(保険証の代わりに『資格証明書』を交付します)、医療費をいったん全額負担しなければならなくなったり、有効期間の短い保険証の交付で、更新のために、たびたび市役所に出向かなければならなくなるなど、厳しい措置が講じられることとなります。

国民健康保険は、加入者の助け合いで成り立っています。病院に行かないからといって保険料を納付しなかったり、届け出を怠ったりすると、他の人に迷惑がかかります。結局は自分に都合な状況になります。届け出や納付はきちんと行いましょう。

## 退職者医療制度

会社などを退職し、年金を受けようになった人と、その扶養家族の人は「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

■対象になる人(次のいずれにも当てはまる人)

- ① 国保に加入している人
- ② 老人保健制度(老人医療)の適用を受けていない人
- ③ 共済年金や厚生年金の老齢

(退職)年金を受けている人で、年金の加入期間が20年以上、または40歳以降に10年以上ある人

## ■届出に必要なもの

- ① 年金証書(加入期間・受給権発生年月が記載されているもの)
- ② 国保の被保険者証

## 医療費を大切に

平成18年度の保険給付費は、前年度と比べて3.8%伸びています。

保険給付費が増えると、給付の費用を補うために保険料の引き上げなども考えられます。私たちの負担を増やさないためにも、日ごろから生活習慣の見直しや上手な受診を心がけ、医療費を節約しましょう。

■「生活習慣病」予防のために、肥満の解消・食事の見直し・適度な運動を行い、生活習慣を改善しましょう。

■定期的に健康診断を受け、病気の早期発見・早期治療を心がけましょう。

■かかりつけ医を持ちましょう。

■同じ病気で複数の医療機関にかかるのはやめましょう。

■薬をたくさん欲しがるのはやめましょう。

■医師の指示を守りましょう。

※問合せ先…国民健康保険課(☎22-8124)

## 入院時の「限度額適用(・標準負担額減額)認定証」の更新を

現在お持ちの「限度額適用認定証」(非課税世帯および老人医療の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)の有効期限は、7月末までです。

8月以降の新しい認定証の交付には、更新の手続きが必要です。

なお、認定証は、手続きをされた月の初日から有効になります。7月以前から引き続いて利用する人は、早めに申請をしてください。

と き：8月1日(水)から

と ころ：国民健康保険課・支所管理課(関金支所)

対 象：75歳未満で国民健康保険に加入の人または、老人医療を受給している人

必要なもの：保険証・印鑑

### ※70歳未満の人にお知らせ

平成19年4月から、70歳未満の人も医療機関の窓口で認定証を提示することで入院時の支払いが自己負担限度額までですむことになりました。

入院が決まったら、事前に手続きをして認定証の交付を受けてください。

なお、限度額認定のできる人は、国民健康保険料の滞納がない世帯になっていますので、期限内納付をお願いします。

## こんなときは14日以内に届出を！

- **国保に加入するとき** (必要なもの)
  - 転入したとき(転出証明書・新しい世帯が国保であれば保険証)
  - 会社などの健康保険をやめたとき(会社などの退職証明書・世帯が国保であれば保険証)
  - 子どもが生まれたとき(印鑑・保険証・母子健康手帳)
- **国保を脱退するとき** (必要なもの)
  - 転出するとき(保険証)
  - 会社などの健康保険に加入したとき(国保と健保の保険証)
  - 死亡したとき(印鑑・保険証・死亡を証明するもの)
- **そのほか** (必要なもの)
  - 保険証を紛失したとき(本人であることを証明するもの)
  - 住所・世帯主・名前などが変わったとき(保険証)
  - 就学などで子どもが他の市町村に住むとき(保険証・在学証明書など)
- ◆ **加入の届け出が遅れると…**  
加入資格を得た月(届け出をしたときではありません)にさかのぼって保険料を納めることとなります。
- ◆ **脱退の届け出が遅れると…**  
資格がなくなった後も保険料を二重に納めることとなります。

## 「国民健康保険高齢受給者証」をお持ちの人へ

現在お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は、7月末までです。負担割合を、前年の所得で判定し直して、有効期限を更新した高齢受給者証を、7月下旬に郵送します。

## 「老人医療受給者証」をお持ちの人へ

老人医療受給者証には有効期限はありませんが、前年所得で負担割合を変更するため、毎年この時期に判定し直します。負担割合が変更になる人のみ、変更後の受給者証を7月下旬に郵送します。



# 7月29日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です

参議院議員通常選挙は、7月12日に公示され、7月29日が投票日です。投票にあたっては、十分な知識のもとで、清き一票を国政に反映させましょう。

■投票時間…午前7時〜午後8時

■投票場所…入場券に記載された投票所

■投票できる人は

昭和62年7月30日までに生まれた人で、平成19年4月11日までに市に転入届(手続き)をして、選挙人名簿に登録されている人です。

■投票の仕方は…

①鳥取県選挙区選出議員選挙  
投票用紙は薄い黄色で、文字は黒色。「候補者の個人名」を記載します。

②比例代表選出議員選挙  
投票用紙は白色で、文字は赤色。「参議院名簿登載者の名前または参議院名簿届出政党などの名称もしくは略称」を記載します。

## 期日前投票・不在者投票

【期日前投票・不在者投票】  
『入場券が届いているときはお持ちください』

●期日

7月13日(金)〜7月28日(土)

午前8時30分〜午後8時(期間中、土・日曜日も平日と同じように投票ができます)

●ところ…倉吉市役所第2会議室(3階)  
※エレベーターが利用できます。

## 【期日前投票】

●期日前投票を行うことができる理由

・仕事や親族の冠婚葬祭などの予定があるとき  
・レジャーや買い物などの私用で、投票日に投票区(投票所の区域)の区域外にいるとき  
・投票日当日、病气やけが、出産、手術などで歩行が困難で投票所へ行けないとき

## ●投票手続

入場券(届いていないときは、必要ありません)を持参すれば、その場で期日前投票ができます(印鑑は不要です)。宣誓書を書く以外は、選挙

期日の投票所での投票の手続と同じです。

## 【不在者投票】

●選挙期間中に20歳になる人

選挙期日(投票日)当日までに満20歳を迎えるが、投票を行おうとする日現在、まだ20歳に到達していない人は不在者投票ができます。

## ●市外に滞在中の人

倉吉市以外の市町村に滞在中の人は、郵便で倉吉市の選挙管理委員長に、投票用紙などを請求してください。

請求の理由が正当と認められた場合、投票用紙などを送付しますので、滞在中の市町村選挙管理委員会にて投票してください。

## ●指定病院などに入院中の人

不在者投票施設に指定されている病院・施設などに入院・入所中の人は、その施設長に申請すれば、施設内で投票できます。

## ●郵便などによる不在者投票

身体の重い障がいなどで投票に行けない人が、郵便または信書便で投票する制度で

す。ただし、この場合は、郵便投票証明書の交付を受けなくてはなりません。証明書の交付については、選挙管理委員会へお問い合わせください。なお、すでに郵便投票証明書を持っている人には、別に通知します。

## 代理投票・点字投票

投票日当日に投票所で、手や目が不自由などの理由で、自分で字が書けない人は、投票管理者に申し出てください。また、目の不自由な人で点字投票を希望する人は、投票所の受付に申し出てください。

## 投票所が変更になります

第6投票区の上灘小学校体育館  
第15投票区の変更新後…上灘公民館  
1階大会議室

第20投票区の高城小学校1階ホール  
第20投票区の変更新後…高城老人憩の家(高城ふれあいセンター)

※問い合わせ先  
選挙管理委員会事務局(市役所3階/☎22-8119)